

京丹後市防災アプリケーション導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、スマートフォン、タブレット端末で利用可能な防災情報発信アプリケーションの構築及び導入を行うことで住民への防災情報の発信能力の強化を図ることを目的に、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 京丹後市防災アプリケーション導入業務
- (2) 業 務 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 業 務 内 容 京丹後市防災アプリケーションの構築・導入
- (4) 契約の上限額 19,140,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. プロポーザル参加資格の要件

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (3) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあつては都民税）を滞納していないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS 認証基準 JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することにより認証を受けていること。

4. 提出書類の作成・提出について

(1) 提出書類

- ① 事業参加申込書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）

事業者概要書の添付書類（ただし、京丹後市一般競争（指名競争）入札資格参加登録済みの事業者については、下記ア～オの書類は提出不要とする）

ア 法人登記簿用本（登録事項全部証明）（写し可）

イ 公益法人等の場合は、定款、規約その他これらに類するもの（写し可）

ウ 法人格のない団体にあつては、代理者の住民票の写し（写し可）

※ 上記のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

エ 市町村税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がない事の証明書）（写し可）

※ 提出日 3 か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がない事の証明書）（写し可）

※ 提出日 3 か月以内に税務署で発行されたもの（書式その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 いずれも可）

カ 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

③ 宣約書（様式第 3 号）

④ 最近 5 年間の類似業務実績調書（様式第 4 号）

⑤ 業務実施体制表（様式第 5 号）

⑥ 企画提案書（様式第 6 号に企画提案書を付し提出すること）

企画提案書は、別添仕様書に基づき記載し、表紙を除き A 4 版 6 枚以内にする
こと（様式任意）。

⑦ 業務スケジュール表（A 4 版、様式任意）

⑧ 経費の内訳を記した見積書（様式任意）

本業務に係る経費に加え、運用開始以降の保守管理等に係る 5 年間の経費（ランニングコスト）についても見積書に記載すること。なお、ランニングコスト算定が困難な場合はその理由及び想定される概算金額について別紙に記載し添付すること。

⑨ ISMS 認証基準 JIS Q 27001（ISO/IEC27001）の認証書の写し

（2） 提出場所 京丹後市役所 総務部 総務防災課

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

電話：0772-69-0140 / FAX：0772-69-0901

Email：saigai@city.kyotango.ig.jp

（3） 提出期限 令和 7 年 8 月 8 日（金） 午後 5 時まで

（4） 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

（5） 提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

（6） 提出様式 様式に定めのあるものについては、京丹後市ホームページからダウンロードして入手すること。

（7） 留意事項 提出書類（パンフレット等は除く）は、それぞれ簡易に左綴じとすること。（製本はしないこと。）

5. 本実施要領及び提出書類作成に対する質問及び回答

（1） 質問期限 令和 7 年 7 月 22 日（火） 正午

（2） 質問方法 所定の質問書（様式第 7 号）により FAX 又は電子メールにて受け付ける。

（3） 回答日時 令和 7 年 7 月 24 日（木） 午後 5 時までに回答する。

（4） 回答方法 京丹後市ホームページにて質問とともに公表する。

6. 評価及び選定結果について

(1) 評価について

評価基準に基づき、審査委員会にて評価を行う。

(2) 選定について

審査委員会の委員が、提案書等の内容及びプレゼンテーションを踏まえ、評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が最も高かったものを提案採用者候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、審査委員全員の平均点がこれに満たない場合は提案採用者候補としない。なお、最も高かったものが複数あった場合は、その中から委員長が決定する。

(3) プレゼンテーションについて

① 開催日時：令和7年8月20日（水）

（詳細は事業参加申込書提出者に別途通知）

② 会場：京丹後市役所峰山庁舎

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

③ 時間：1提案者につき40分以内（発表20分以内＋質疑20分以内）

④ 出席人数：1提案者につき3名まで（PCオペレーターを含む）

⑤ 留意事項：プレゼンテーションは提出した提案書等に基づき行うこと。

当日の追加資料の配布は認めない。

契約後の業務において発注者との窓口として配置を予定している、主担当となる者は、原則出席すること。

なお、プレゼンテーションの実施にあたり、会場のディスプレイとHDMIケーブル、マイクを用意する。その他の必要な物品は参加者が準備すること。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。また、京丹後市ホームページにて公表する。

7. 日程

公募開始	令和7年7月14日（月）
質問の受付期限	令和7年7月22日（火）正午
質問の回答	令和7年7月24日（木）午後5時
提出書類の提出期限	令和7年8月8日（金）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年8月20日（水）
審査結果通知	令和7年8月29日（金）
契約締結予定日	令和7年9月上旬（予定）

8. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
ただし、事業費については参加者が審査時に提出した金額を超えることはない。
- (2) 「9. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、京丹後市契約規則及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

9. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「8. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。
- (4) その他審査委員会が不適格と認めた場合。

10. その他

- (1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- (4) 一応募者が複数の提案書を提出することはできない。
- (5) 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者の断りなく使用はしない。
- (6) 提出された書類は、京丹後市情報公開条例（平成16年条例第7号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第7条第1項各号に定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

11. 担当連絡先

京丹後市役所総務部総務防災課 担当：河邊
〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889
TEL : 0772-69-0140
Email : saigai@city.kyotango.ig.jp